

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第4号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(介護休暇の基準)</p> <p>第15条 要介護者（条例第7条の2第4項に規定する者をいう。以下同じ。）の介護をするため介護休暇を請求できる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の基準は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である者</u></p> <p>(3) <u>当該請求において、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者</u></p> <p>2 略</p> <p>(介護部分休暇の基準)</p> <p>第16条 要介護者の介護をするため介護部分休暇を請求できる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の基準は、次の</p>	<p>(介護休暇の基準)</p> <p>第15条 要介護者（条例第7条の2第4項に規定する者をいう。以下同じ。）の介護をするため介護休暇を請求できる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の基準は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該請求において、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない者</u></p> <p>2 略</p> <p>(介護部分休暇の基準)</p> <p>第16条 要介護者の介護をするため介護部分休暇を請求できる第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の基準は、次の</p>

改正前		改正後																	
各号のいずれにも該当する者とする。		各号のいずれにも該当する者とする。																	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略																	
(3) <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である者</u>																			
2 略		2 略																	
別表第5 (第14条関係)		別表第5 (第14条関係)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 6月以上継続勤務している職員であって2の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが要介護者の介</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	1 略		2 6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略	略	3 6月以上継続勤務している職員であって2の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが要介護者の介	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員</u>であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員</u>であって2の(1)から(3)までの</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	1 略		2 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員</u> であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略	略	3 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員</u> であって2の(1)から(3)までの	略
事由	期間																		
1 略																			
2 6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略	略																		
3 6月以上継続勤務している職員であって2の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが要介護者の介	略																		
事由	期間																		
1 略																			
2 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員</u> であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略	略																		
3 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員</u> であって2の(1)から(3)までの	略																		

改正前		改正後	
護その他の条例第22条第7号に規定する世話を行う場合		いずれかに該当するものが要介護者の介護その他の条例第22条第7号に規定する世話を行う場合	
4～8 略		4～8 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。